

## 特定非営利活動法人日本歯周病学会 学部学生優秀発表賞規程

(趣旨)

第1条 この規程は特定非営利活動法人日本歯周病学会定款細則第43条の規定により、日本歯周病学会学術大会における優れた学生の研究発表を表彰するために、学部学生優秀発表賞（英文名 JSP Best Undergraduate Student Presentation Award, 以下「本賞」という）を設け、必要な事項を定める。

(表彰対象)

第2条 秋季学術大会「学部学生ポスター」において発表した筆頭発表者を対象とする。

第3条 本賞は次の各号を満たすものに授与する。

- (1) 歯周病関連の研究を行う学部（学科，専門学校等を含む）の学生（大学院生は除く）。
- (2) 日本歯周病学会学生会員であり，前条の学術大会に参加登録していること。
- (3) 本賞の受賞歴がないこと。

(受賞数)

第4条 受賞数は，各年度1名を原則とする。

(選考)

第5条 受賞候補者は選考委員会で選出し，理事会の議を経て受賞者を決定する。

- (1) 選考委員長（以下「委員長という」）は，理事長の指名により選出し，委員長が選考委員会を主催する。委員長は副委員長を含む4名の選考委員を選出する。
- (2) 選考委員の構成は別に定める。
- (3) 選考委員の任期は当該年度内とする。
- (4) 選考要項は別に定める。

(表彰)

第6条 受賞者には賞状ならびに副賞を授与する。

(本規程の改正)

第7条 本規程の改正は理事会の議を経て行う。

附則

- 1 本賞の副賞は株式会社ナカニシのスポンサーシップによる“Nakanishi Award”とする。
- 2 この規程は令和5年10月12日より施行する。